

○与那原町営体育施設使用料徴収条例

昭和56年3月23日

条例第15号

改正 昭和59年6月26日条例第11号

平成16年9月21日条例第12号

平成27年6月8日条例第9号

平成28年3月7日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、与那原町営体育施設（以下「体育施設」という。）の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第2条 体育施設を使用しようとするものは、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の納期)

第3条 使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

第4条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第5条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第6条 与那原町営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年与那原町条例第14号）第4条の規定により与那原町営体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、与那原町営体育施設の使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 与那原町教育委員会は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しな

なければならない。

5 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除しようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより行うことができる。

6 指定管理者は、既に収めた利用料金を特別な事情があると認められる場合は、町長が定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第9号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

(単位：円)

施設名	使用料 1時間当たり使用料		照明を利用する場合の1 時間当たりの使用料		追加使用料
	町内	町外	町内	町外	
御殿山青少年広場	200	500	850	1,500	時間を延長する場合は、1時間未満であっても1時間とみなし、使用料を追加する。
マリンタウン東浜 野球場	1,000	2,000			
マリンタウン東浜 テニスコート (1コート)	300	600			
上の森公園テニスコ 場	300	600			
上の森公園ゲート	300	600			

